平成２９年（フ）第３１５号
熊本県下益城郡美里町涌井1657番地２、前住所熊本市東区新南部６丁目５番45号
債務者　福田　孝子
1　決定年月日時　平成29年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎　　崇文
4　破産債権の届出期間　平成29年９月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年９月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
佐賀県西松浦郡有田町中の原２丁目２番２号
債務者　犬塚　光夫
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼橋　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第９７号
群馬県太田市藤阿久町497番地２　カンケン西藤マンション804号、前住所群馬県太田市本町51番28号
債務者　松本　　朗
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月２日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２７６号
新潟市中央区姥ケ山２丁目17番12号
債務者　鈴木　弘之
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島垣　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４２号
香川県高松市牟礼町牟礼3095番地
債務者　中村　良治
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１４３号
香川県高松市牟礼町牟礼3095番地
債務者　中村　惠子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月17日午後４時35分
5　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１２号
広島県廿日市市地御前１丁目24番４号
債務者　佐々木啓太
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　幸範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５号
愛媛県松山市南吉田町1455番地１　フォブール南吉田106号
債務者　中川　涼子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月７日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
愛媛県西予市野村町野村11―95―１　グループホームかぐや姫、住民票上の住所愛媛県西予市野村町野村11号45番地
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２２４号
大分市大字志村582番地の１
債務者　波多野　隆
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２２４号
堺市堺区出島町２丁７番44―103号
債務者　播广千代子
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘高　悠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１８８号
函館市日吉町４丁目22番５号
債務者　成田　悦子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７３号
高知市高須新町２丁目13番13号　コンフォート102
債務者　小谷　友愛
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１７５号
高知市栄田町１丁目６番５号　ＨＡＲＶＥＳＴ501号室
債務者　中村敬太郎
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８８号
高知県長岡郡大豊町黒石197番地２　（黒石住宅Ｆ―106号室）
債務者　津野　一晃
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１号
北海道稚内市萩見５丁目30番３号　ベリスタ若葉台Ａ　103号
債務者　宮保生九磨
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
旭川地方裁判所稚内支部